

一般社団法人 日本原子力学会 標準委員会 リスク専門部会

第 8 回 PRA 品質確保分科会 議事録

1. 日時 2013 年 4 月 2 日 (火) 9 : 30 ~ 12 : 00

2. 場所 原子力安全推進協会 第 2 会議室

3. 出席者

(出席委員) 越塚主査 (東大)、成宮副主査 (関電)、喜多幹事 (TEPSYS)、糸井委員 (東大)、大類委員 (JNES)、岡野委員 (JAEA)、桐本委員 (電中研)、倉本委員 (NEL)、上良委員 (原電)、曾根田委員 (日立 GE)、小森委員 (東芝)、黒岩 (田中委員代理) (MHI)、竹下委員 (中電)、村田委員 (原安進)、山内委員 (東電) (15 名)

(欠席委員) なし

(常時参加者) 鈴木 (TEPSYS)、根岸 (GIS)、前原 (関電) (3 名)

(傍聴者) 浦野 (GIS) (1 名)

(敬称略)

4. 配布資料

RK4SC8-1 第 7 回 PRA 品質確保分科会議事録 (案)

RK4SC8-2 PRA 品質確保分科会標準素案

RK4SC8-3 PRA 実施者のイメージ

RK4SC8-4 ピアレビュー報告書に求められる「適用したレビューの方法」について

RK4SC8-5 当面のスケジュール

参考資料

参考 1 第 7 回 PRA 品質確保分科会議事メモ (案)

参考 2 第 25 回リスク専門部会説明資料

5. 議事内容

(1) 出席者確認、資料確認

- ・ 越塚主査より、委員 15 名全員が出席しており、決議に必要な定足数（10 名）を満たしていることが報告された。

(2) 前回議事録の確認（RK4SC8-1）

- ・ 前回議事録について、資料 RK4SC8-1 に基づいて喜多幹事から説明があり、以下の 1 点の補足があった。

JANTI のガイドラインについて限定配布版のものを参考に使うことは問題なしとの確認が取れた。ただし、引用するのではなく、委員会の中で内容が適切であることを確認して使っているとすること。

(3) 日本原子力学会 春の年会についての報告

- ・ 越塚主査より、標記の件について説明があった。

専門家の選定を公平で客観的にする方法について「規定として盛り込む必要はないが、選び方を記載しておくべきである」とのコメントがあった。本日、糸井委員が資料（NUREG-2117）を用意している。

→最後に報告書で文書化をするので、そこで説明性があればよいという話であった。

(4) 標準素案他

- ・ 喜多幹事から、標準素案について（資料 RK4SC8-2～4）（主に前回分科会からの変更箇所を中心に）説明があった。また、糸井委員から、専門家判断の活用に関し、（資料 RK4SC8-5）の説明があった。

PRA 実施者については、トップ（資料 RK4SC8-3 の PRA 実施組織①が該当）のみとすることとした。また、専門家の選定については、資料 RK4SC8-5 等も参考に、何らかの記載が出来ないか検討を行う。附属書（参考）のピアレビューチェックリストについては、改訂を控えている現行 L1 標準のリストを載せるべきかどうか、リスク専門部会にて確認することとした。

主な質疑応答は以下の通り。

a. 「3.3 PRA 実施者について」

- ・ 実施者かそうでないかは、ピアレビューが出来るかどうかであり、外部専門家、他の組織の者を実施者とするかどうかには依らずピアレビューの要件に「係わった部分についてはピアレビューできない」と記載すればよい。

→JEAC4111 はトップ（PRA 実施組織①が該当）が適用し、委託先は ISO9001 を適用していることから②～④は PRA 実施者から外したほうが分かり易い。実施者とする、②～④が JEAC4111 に従っていることになり、矛盾が生じる。実情は、①が JEAC4111 で実施し、JEAG4121 で発注し、②～④が ISO9001 で実施している。

→②～④の二重枠で囲った人々の特定は①が行うことになるが、特定可能であるか。

→①が JEAC4111 に従い、②～④は ISO9001 等に従うため、要員は特定可能で、③のような場合も②から③が特定可能であるため、②を通して①からも③が特定可能と考える。

- ・ ピアレビューは①の実施者以外の者がおこなってもよいのか。例えば、ある事業者が実施した PRA を、同じ事業者の別の組織がピアレビューするということは問題ないか。

→ルール上は問題ない。二つ発電所を持っていて、発電所で PRA を実施するようになったら（他の発電所でピアレビューをすることも）ありえるのではないか。

- ・ 6.2 と 6.3 の主語は、PRA 実施者か。

→6.2 はピアレビューチームを結成したときに 6.2 項を満たしていなければならないという意味である。6.3 については、第一文（レビュー範囲の決定）は PRA 実施者が決めるべきかもしれないが、第二文はピアレビューチームである。

→主語があった方が分かり易いので、6.2 の主語は PRA 実施者とする。但し、実施者

が全て決める場合、リーダーにチーム編成を依頼する、第三者にチーム編成を依頼する等の自由度は合った方が良いので、主語を書いた上で、解説で「こういう形でもよい」と補足しておくのが良いと思う。

→6.3 については、実施期間と範囲は 6.1 項に記載して、6.3 からは範囲を消去して、主語はピアレビューチームとする。

- ・ピアレビューの実施を、PRA 実施者以外が決定するときはどうなるか。
→第三者が独自にやる場合は、この標準が対象だと言ってもよいし、言わなくてもよいこととなる。
- ・ピアレビューチームの構成のところで、JANTI ガイドラインでは、公正性の観点で同一組織の者は排除するとなっているが、それをあえて消すということによいかということを確認したい。
→広く、いろいろな可能性があるという意味で捉えるならば、今の書き方でよいと思う。

b. 「専門家判断の活用について」

- ・これは専門家パネルのことを書いているが、一人の専門家を使う場合でも、趣旨は同じであると個人的には理解している。
- ・本来の SSHAC の趣旨は **Informed** に重点が置かれていたが、専門家の分布をとればよいと誤解されている。なぜ **Informed** かというのを定義しなおすために **Defensible** ということ。
→**Defensible** でない説は排除してよいか。
→そうである。
- ・専門家選定の客観性、公正性については、今回の標準に載せるべきか。
→何か「このように判断した」というガイダンスがないと、難しいのではないか。5.2 の専門家の選定あたりに何か記載できないか。

c. その他

- ・「より広い見地」という言葉について、「これまで標準に使われていた用語をそのまま引用した」言ったが、見直したところそのような用語は使われていなかったことから、見地という言葉を見直す。
- ・附属書（参考）のチェックリストについてはこのままのリストを記載、例示として一部を記載、改訂版の標準をベースに新たに作成、等の議論があったが、リスク専門部

会にて意見を伺うこととした。

(5) リスク専門部会について (RK4SC8-参考 2)

- ・ 喜多幹事から、リスク専門部会での中間報告について資料 RK4SC8-参考 2 の説明を行い、更に本日の議論の確認が行った。

補足の説明として、資料 RK4SC8-3 のイメージを示しつつ、「①のみを PRA 実施者とする」、「②～④については、JEAG4121 に従って実施し、外部専門家は独立させる」、「ピアレビューについては、これら全てピアレビューのチームに含めてはいけない」という 3 点を説明することが確認された。

(6) 今後のスケジュールについて

- ・ 次回分科会は 5 月 8 日 (水) の午後
- ・ 本報告は 6 月のリスク専門部会を予定

—以上—